

2008年6月4日

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社 代表者名 代表取締役社長 神谷 和秀 (コード番号 8570 東証第一部) 問合せ先 取締役経営管理本部長 山田 義 隆 電話番号 03 - 5281 - 2057

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2008年6月4日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

#### 目的

本方針は、内部統制システムに関して、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、法令が定める内部統制システムの構築において、必要とする取組みを定めるものである。

本方針に基づく内部統制システムを継続して向上させるため、<u>CSR統括部門</u>が定期的に進捗状況を把握するとともに、遵守状況の検証を実施することにより、内部統制システムの評価・見直し・改善を進める。

#### 1.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1)取締役会及び取締役の決定に関する記録については、社内規程に則り、作成、管理、保存 を行うものとする。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)<u>貸金業法</u>、割賦販売法を始めとする関連法規等のコンプライアンス、環境、災害、品質、信用管理及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い全従業員に徹底する。
- (2) 各部門は、それぞれに関するリスク管理を行う。各部門の長は、リスク管理の状況を取締役会に定期的に報告する。

# 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)業務の有効性と効率性の観点から、当社及び当社グループの経営に係る重要事項について は、社内規程に従い、取締役、常勤監査役が出席する経営会議、政策検討会議の審議を 経て取締役会において決定する。
- (2) 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部門長らが迅速に 遂行し、併せて内部牽制機能を確立するため、職務分掌規程においてそれぞれの組織権限 や実行責任者の明確化、適切な業務手続きを定めることとする。

### 4. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)全従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として コンプライアンス体制に係るイオンクレジットサービス行動規範を制定している。また、 その徹底を図るため、並びに、最新の法令・定款の改正に対応するため、定期、随時に 職員教育を実施している。
- (2)内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
- (3)法令上疑義のある行為等について、全従業員を対象とした内部通報制度を設ける。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社の主要な事業部門並びに国内外子会社に対しては、当社取締役会へ営業・コンプライアンス・リスク管理等に係る報告を求めるとともに、当社の取締役が出席する定期的なミーティングを実施し、法改正対応の動向・対応の検討、業務効率の向上に関する改善事例の水平展開等の情報共有を進めている。

## 6. 監査役監査の実効性を確保する体制

- (1)監査役会が、監査役の監査計画及びその予算額を決定することにより、監査役業務の独立 性を確保する
- (2)監査役の監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するために、監査役の業務を 補助する専任の使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の人事異動、 人事評価等に関する事項は、常勤監査役の同意を得た上で代表取締役が決定する。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告体制

(1) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査部門から内部監査の実施状況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。その他、必要に応じて取締役に報告を求めることができる。

### 8.反社会的勢力排除のための体制

- (1)反社会的勢力の被害を防止するための社内対応部署は総務統括部門とし、反社会的勢力と の関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を役員及び従業員に明示する。
- <u>(2)反社会的勢力と関係を有し、または、金銭などの要求があった場合は、総務統括部門が中</u> 心となり外部専門機関と連携し、不当要求を断固として排除する。

以上